

備後須賀第四自治会規約

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は、備後須賀第四自治会と称し、事務所を会長宅に置く。
- 第 2 条 本会は、備後西1丁目と一ノ割2丁目の一部の住居者を会員として組織する。
- 第 3 条 本会は、会員相互の親睦並びに福祉の増進を図り、明るく住みよい街の建設と会の発展を期することを目的とする。

第2章 事 業

- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために必要と認められる各種の事業を行う。
- ① 市及び自治会に必要な連絡事項の伝達周知に関する事。
 - ② 市の広報および必要な文書の配布に関する事。
 - ③ 市の募金運動に関する事。
 - ④ 市並びに武里・備後須賀地区の行事に関する事。
 - ⑤ 自治会の発展を期するための市に対する陳情請願に関する事。
 - ⑥ 自治会のきれいな街づくりに関する事。
 - ⑦ 自治会の各種の行事に関する事。
 - ⑧ その他重要事項。

第3章 役 員

- 第 5 条 本会は、次の役員を置き、班長を除く役員の兼務はできない。
- ① 会 長 1名
 - ② 副会長 2名
 - ③ 班 長 各班1名
 - ④ 会 計 1名
 - ⑤ 監 事 2名
- 第 6 条 会長・副会長・会計及び監事は、班長会で選出し、総会の承認を得る。
- 第 7 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 第 8 条 班長は、班を代表し班内を統括する。
- 第 9 条 会計は、会計事務に従事する。
- 第 10 条 監事は、会務を監査する。
- 第 11 条 総会において承認された役員の任期は 3 年とし任期満了 1 年前に継続か交代かを会長に申し出るものとする。班長の任期は1年とする。但し再選は妨げない。
- 2 役員に欠損が生じたときに、補充された役員の任期は前任者の残り期間とする。
- 第 12 条 本会は、役員に予算の範囲内において手当を支給する。

第4章 会 議

- 第13条 会議は、総会・役員会及び班長会とし、総会は、定時総会及び臨時総会とする。
- 第14条 総会は会員をもって構成する。
- 2 役員会は班長を除く役員をもって構成する。
- 3 班長会は第5条の役員をもって構成する。
- 第15条 定時総会は、会計年度終了後に開催し、会長が招集してその議長となりつぎの事項を決議する。但し、止むを得ざる事情の場合は、班長会を以て総会に代えることができる。
- ① 事業及び決算に関すること。
- ② 事業計画及び予算に関すること。
- ③ 役員に関すること。
- ④ 規約に関すること。
- ⑤ その他重要事項
- 2 要事項中急を要するものは、役員会において審議執行し、総会にて承認を得ることができる。
- 第16条 臨時総会は、会員の三分の一以上より請求があったとき、又は会長が必要と認めたときに会長が招集してその議長となる。
- 第17条 役員会は、会長が招集し、総会の議決した事項の執行等本会の運営等について審議する。
- 第18条 班長会は、会長が招集し、本会の予算・決算・事業計画及び役員の改選等を審議する。
- 第19条 全ての会議は、出席者の過半数の同意により決定する。
- 2 賛否同数の場合は、議長が決定する。

第5章 会費及び会計

- 第20条 本会の会費は、年額2,400円とし毎年5月末日までに班長を通じて会計に納入しなければならない。
- 第21条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年の3月31日に終わる。

第6章 加入及び脱退

- 第23条 本会に加入しようとする者は、班長又は会長に申し出なければならない。
- 第24条 会員の脱退は、次の場合とする。
- ① 本人の申し出があったとき。
- ② 区域外に転出したとき。
- ③ 本人が死亡したとき。

第7章 雑 則

- 第25条 会員及び同じ自治会に居住する会員の家族に慶弔があったとき慶弔金は、次のとおりとする。
- ① 香典 5,000円(未成年者3,000円)

付 則

この規約は、令和6年4月14日から施行する。